

(参考資料)

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）に
関する意見・情報の募集について

平成 16 年 12 月 17 日
農林水産省消費・安全局

この度、特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見・情報の提出方法

（ 1 ）インターネットによる提出（クリックして下さい。）

（ 2 ）郵便：〒 100 - 8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

（ 3 ）ファクシミリ：03 - 3501 - 3774

2 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もあり ますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨 書き添えてください。）

なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

3 意見・情報の提出の締切日

平成 17 年 1 月 17 日 （郵便の場合は必着）

4 特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）の概要
別紙のとおり。

5 なお、この意見募集は、環境省においても実施されております。いただいたご意見は、
両省で考慮されますので、同じご意見を両方に提出いただく必要はありません。

(別紙)

特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)の概要

1 経緯

農薬取締法(以下「法」という。)第2条に基づく特定農薬(原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬。以下「特定防除資材」という。)の指定に係る評価については、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」(平成16年3月1日付け15消安第6552号・環水土発第040301001号農林水産省消費・安全局長・環境省環境管理局水環境部長通知。以下「評価指針」という。)等に基づいて、順次実施していくこととしています。

平成16年11月30日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第4回合同会合において、評価指針等を踏まえ、特定防除資材の候補資材^(注)の一部について、薬効や毒性等に関する情報を基にその取扱いについて検討が行われました。

その結果を受け、農林水産省及び環境省では、特定防除資材に該当しないこととする資材の取扱いについて別添案のとおりとりまとめたので、意見を募集することとしました。

(注) 特定防除資材の検討に当たって、平成14年に特定防除資材の候補となる資材として情報提供のあった資材のうち、薬効及び安全性の情報が不十分であるため、評価が保留されている資材

2 概要及び意見・情報を伺う理由

法第1条の2に規定する農薬に該当しないものについて(別添1)

【概要】

平成14年に情報提供のあった資材のうち、薬剤でないもの、肥料に該当するもの等について農薬に該当しないものとして整理し、特定防除資材には指定しないこととする。

【意見・情報を伺う理由】

これらの資材について、農薬に該当しないものとして整理し、法の規制の対象外とすることが適当とする取扱いに関して意見を伺う必要があるためです。

法第2条第1項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものについて(別添2)

【概要】

平成14年に情報提供のあった資材のうち、安全性に懸念があるもの、天敵微生物に該当するもの等について農薬登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものとして整理し、特定防除資材に指定しないこととする。

【意見・情報を伺う理由】

これらの資材について、登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものとして整理し、今後、農薬登録がないものについては、その製造、輸入、販売、使用等を取り締っていくことが適当とする取扱いに関して意見を伺う必要があるためです。

(別添 1)

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）

1．法第2条第1項の規定に基づく農薬に該当しないもの

○ 情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないもの

薬剤でないもの

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
アルファルファペレット	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
くず大豆	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
くず米	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
米ぬか	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現
鶏ふん	水田雑草	イネ	微生物による分解に伴う土壌の還元、酸欠により効果が発現

肥料に該当するもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
有機酸カルシウム	トマト	カルシウム欠乏症の防止	

使用方法からみて農薬に該当しないもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
ろう	果樹	せん定時に枝、幹の切り口に塗布し、病原菌の進入を防止	蒸散抑制による活着促進等を目的として使用する場合には農薬登録が必要
イソプロピルアルコール	きのこ	栽培資材の消毒	栽培時に「きのこ」の病虫害防除に用いる場合は農薬登録が必要
寒天	キウイ	人工受粉の花粉増量	
天照石	作物全般	土壌中の微生物を増やす	
微量要素（ホウ酸、鉄、亜鉛）	きゅうり、いちご	微量要素補給	
微量要素	うめ	ヤニ果防止	
アミノ酸	野菜	養分供給	
わさび	レタス	切り口の褐色防止	
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	桑	蚕病予防	「桑」の病虫害防除に用いる場合は農薬登録が必要
マーガリン	施設野菜・花き	ハウス内に吊したアクリル版に塗り、粘着させ殺虫	

○ 情報提供のあった微生物資材のうち天敵微生物に該当しないもの

資材名	使用目的	対象農作物等	備考
根粒菌（窒素固定細菌）	根粒菌着生	大豆	

2 . 法第 2 条第 1 項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないもの

○ 情報提供のあった資材のうち劇物等に該当するもの

資材名	使用目的	対象農作物等	備考
水酸化ナトリウム	モグラ駆除	果樹園	劇物
過酸化水素水	殺菌	農作物全般	劇物
酢酸銅（酢酸ボルドーとして使用）	べと病	ぶどう	劇物
酸化鉛（光明丹（四酸化三鉛））	鳥の食害防止	種子	劇物 食品中の残留農薬基準（鉛）が設定されている
硫酸	苗立枯病	イネ	劇物
メタノール（植物成分抽出に使用）			劇物
石灰窒素 （シアナミド）	センチュウ類、立枯病	イネ、ウリ類等	魚毒性 B
除虫菊を含む資材	殺虫・防虫（ウンカ、グンバイムシ、アブラムシ、アオムシ、ハダニ、ネキリムシ等）	水稻、果樹、野菜	食品中の残留農薬基準（ピレトリン）が設定されている

○ 情報提供のあった天敵のうち有害な天敵に該当するもの

アオバアリガタハネカクシ
 オオスズメバチ
 キイロスズメバチ
 クロスズメバチ
 コガタスズメバチ
 モンスズメバチ
 キアシナガバチ
 セグロアシナガバチ
 フタモンアシナガバチ

○ 情報提供のあった微生物資材のうち天敵微生物に該当するもの

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
コナガカビ	コナガ	アブラナ科野菜	コナガの天敵
コナガ顆粒病ウイルス	コナガ	アブラナ科野菜	コナガの天敵
コブノメイガ顆粒病ウイルス	メイガ類	イネ	メイガ類の天敵
ニカメイガ顆粒病ウイルス	メイガ類	イネ	メイガ類の天敵
スタイナーネマ・クシダイ	コガネムシ	野菜	コガネムシの天敵 同種の失効農薬あり
タラロマイセス・フラバス	うどんこ病、炭疽病	野菜	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
トリコデルマ生菌	フザリウム菌等	たばこ、野菜	土壌病害の対抗菌 対抗菌として失効農薬あり
トリコデルマ・ビリデ	立枯病、根腐れ病等	農作物全般	土壌病害の対抗菌 対抗菌として失効農薬あり
トリコデルマ・ハルジアナム	モンパ病、褐色病等	果樹、葉菜、果菜	土壌病害の対抗菌
ネオジギテス・バービスボラ	アザミウマ類	野菜、花卉	アザミウマ類の天敵
パスツーリア・ペネトランス	ネコブセンチュウ	野菜	センチュウ類の天敵 同種の登録農薬あり
バチルス・ズブチリス	植物病原体全般	植物全般	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
バチルス・チューリンゲンシス	鱗翅目幼虫	野菜	殺虫タンパク質生成 同種の登録農薬あり

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
バーティシリウム・レカニ	アブラムシ類	野菜、花卉	アブラムシ、コナジラミ類の天敵 同種の登録農薬あり
フシダニカビ（ヒルスセラ菌）	ハダニ類	果樹・野菜・花卉	ダニ類の天敵
ペキロマイセス菌	コナジラミ類	野菜、花卉	コナジラミ類の天敵
ペキロマイセス・フモソロセウス	コナジラミ類	野菜	コナジラミ類の天敵 同種の登録農薬あり
ヘミプタルセヌス・バリコルニス	ハモグリバエ類	野菜、花卉	ハモグリバエ類の天敵
ポーベリア属菌	コガネムシ類	イモ、野菜	コガネムシ類の天敵
ポーベリア・バッシアーナ	イネミズゾウムシ	イネ	コガネムシ類、イネミズゾウムシ 天敵 同種の登録農薬あり
メタリジウム菌	スリップス	野菜	昆虫類の天敵
モナクロスポリウム・フィマトバガム	ネコブセンチュウ	野菜	センチュウ類の天敵 同種の登録農薬あり
黄いぼ虫生菌（アッセルソニア菌）	コナジラミ類	果樹、野菜、花卉	コナジラミ類の天敵
硬化病菌	シンクイムシ類	果樹	シンクイムシ類の天敵
黒きょう病菌	コガネムシ類等	イネ、イモ、野菜	コガネムシ類の天敵
昆虫疫病菌（ハエカビ類）	アブラムシ類	果樹、野菜、花卉	アブラムシ類の天敵
非病原性エルビニアカロトボーラ菌	軟腐病	野菜	植物病害の対抗菌 同種の登録農薬あり
昆虫病原性ウイルス（顆粒病ウイルス）	チャハマキ等	茶	ハマキムシ類の天敵

資材名	対象病虫害	対象農作物等	備考
緑きょう病菌	ヨトウガ類	大豆、野菜、花卉	ヨトウガ類の天敵
昆虫病原菌	半翅目昆虫等	野菜、茶、果樹	菌種等詳細は不明
昆虫病原性線虫類	コガネムシ類	イモ、野菜	菌種等詳細は不明
線虫捕食菌	センチュウ	農作物全般	菌種等詳細は不明
放線菌	土壌病害	畑作物	菌種等詳細は不明
糸状菌	土壌病害	野菜類	菌種等詳細は不明
ＯＹＫ菌	青枯れ病	トマト	バチルス・ズブチリスの類縁菌 作用機作等詳細は不明
フォーマ菌	耐病性の付与	ナス科、ウリ科等	糸状菌 作用機作等詳細は不明
ペニシリウム菌	不明	不明	菌種等詳細は不明

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）に関する意見・情報の募集結果について

平成 17 年 2 月 21 日
農林水産省消費・安全局

特定農薬（特定防除資材）に該当しないこととする資材の取扱い（案）について、平成 16 年 12 月 17 日から平成 17 年 1 月 17 日までの期間、農林水産省ホームページに掲載すること等を通じて広く国民等から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、本件に対して別紙のとおり御意見等が寄せられました。御意見の要旨及び当省の考え方について、御報告いたします。

(別紙)

「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)」に対するパブリックコメントの実施結果について

○意見の提出状況

意見の提出件数 9件

【特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)に係るもの】

意見の概要	御意見に対する考え方
「法第2条第1項の規定に基づく農薬に該当しないもの」に関する意見	
【情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないものに関する意見】 使用方法からみて農薬に該当しないもの 1. ある種のアミノ酸は、農作物に施用することにより作物体内に植物ホルモンや抗菌物質が蓄積したり、土壌施用することで有害線虫の密度が低下する作用が知られており、これらのアミノ酸は将来特定農薬として指定されることにより、有益な農業資材として実用化される可能性があると考えことから、全てのアミノ酸が「使用方法から見て農薬に該当しないもの」として特定農薬の候補から除外されないよう、例えば備考欄に「養分供給外の使用目的のものを除く」等、表記上の検討をお願いします。	今回のパブリックコメントの募集の対象となる資料「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)」の当該資材の「使用目的」の欄に「養分供給」と明記しているとおり、本案は、専ら養分補給の目的で使用されるアミノ酸についてのみ、特定防除資材の候補剤としない旨を決定するものであり、農薬として使用されるアミノ酸まで「農薬に該当しない」とすることではありません。 頂いた御意見も踏まえ、今後、誤解が生じることのないよう適切な表現について検討いたします。
「法第2条第1項の規定に基づき登録を受けなければ農薬として使用すべきでないもの」に関する意見	
【情報提供のあった資材のうち劇物等に該当するものに関する意見】 劇物等に該当する物・残留基準が設置されているもの 2. 食品衛生法との整合性の点については、単に除虫菊と残留農薬基準に関してだけでなく、全ての保留されている資材に関し、ポジティブリスト制度と特定農薬制度との相互関連について、合同会合等において専門的に議論すべきです。	今回の検討においては、特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、厚生労働省において、現在、進めているポジティブリスト制度の検討との整合性の観点から、その取扱いについて早急に整理が必要と考えられた除虫菊を先行して検討の対象としました。 その他の指定が保留されている資材についても、ポジティブリスト制度の検討との整合性の観点から、そ

	の取扱いについての整理が必要なものについては、合同会合等において検討していく考えです。
３．ニームオイルの有効成分であるアザダラクチンという物質については、国際的に農薬として広く利用されており、米国においては残留農薬基準の適用対象とされている一方、この物質は国内で農薬登録・医薬品登録の実績がないことから残留農薬基準設定の要否の検討が行われておりません。 このような点を踏まえれば、残留農薬基準が設定された物質を含む候補資材は検討対象から除外され、残留農薬基準の設定されていない資材は、特定農薬指定に係る薬効や安全性の評価作業に進めるという矛盾が生じるのではないかと考えます。	残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材は、当該基準値を超えて継続的に摂取した場合健康を損なうおそれがあることから、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義から逸脱していることとなります。このため、今回、データの収集等を待たずに、指定に向けた検討をする必要がないと判断したところです。 一方、残留農薬基準が設定されていないその他の候補資材については、今後、評価に必要なデータを収集し、合同会合の場等における有識者による検討を経て、特定防除資材の指定の可否の判断を行うこととなります。
「メタノール」について ４．植物成分を主体とした多くの有機農業用資材を製造する際に、メタノールは植物成分の優れた抽出溶媒として使用されており、入手のしやすさ、コストの点で他の資材では代用できません。 また、製造した資材は、300倍以上に希釈して植物に散布するといった方法で使用されることから、人畜に対する影響及び植物体への残留や土壌・水系など環境に及ぼす影響は心配なく、食の安全・安心にも全く問題はありませぬ。単にメタノールが劇物に指定されているというだけで、これを含む製剤を農薬登録を受けなければ農薬として使用すべきでないものとして整理し、特定防除資材に指定しないというのは適当ではないと考えます。	メタノールは既存の文献等の資料から毒性を有することが明らかであり、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義から逸脱していることとなります。また、特定防除資材については、希釈倍数等使用方法に係る制限を設ける仕組みになっていないため、希釈した条件の下で安全性が確認されたとしても、そのことをもって特定防除資材の要件を満たすことにはなりません。従って、メタノールが「登録を受けなければ農薬として使用できないもの」に該当するという今回の判断は適切なものと考えます。 ただし、植物成分の抽出物を主体とした資材等の製造過程において、抽出時にメタノールを使用した後、蒸発等によりメタノールを完全に除去する場合等にあつては、メタノールを原材料とみなさないと判断することも可能であると考えられます。今後そのような製法により製造された資材について検討する必要があるれば、個別に対応していきたいと考えます。
「除虫菊を含む資材」について ５．除虫菊粉末は過去100年以上、世界中で農業用防除資材として利用されてきた実績があり、薬害や環境への負荷が問題となる根拠は全く見当たらない。 従って、除虫菊粉末を安全性の観点から特定農薬の評価の指針に基づ	除虫菊粉末の有効成分である「ピレトリン」は既に食品中の残留農薬基準が設定されており、３の場合と同様に、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義にあてはまらないことから、今回、合同会合の意見を聞いた上で、除虫菊を含む資材について「登録なしに農薬として使用すべきでない」

く検討作業から除外する緊急性がないことから今回の取扱い案から撤回し「評価の指針」に則り特定農薬として評価検討作業を行うべきです。	と判断したところです。
6．除虫菊粉末を特定農薬指定の検討対象外とすることについて、除虫菊粉末と化学合成されたピレトリンとの安全性の比較を含め再検討するべきと考えます。	御質問にある「化学合成されたピレトリン」が、ピレトリンの構造をまねて合成された「合成ピレスロイド」のことを示すのであれば、この物質は除虫菊粉末の有効成分である「ピレトリン」とは異なった物質であるため、双方を比較検討する必要はないものと考えます。 また、除虫菊の有効成分である「ピレトリン」については、すでに農薬登録がなされ、また、残留農薬基準が設定されているものであり、既に除虫菊粉末の評価がなされていると考えます。
7．特定農薬として販売する資材については「使用方法（対象作物・使用濃度・使用量）」などを表示するよう行政指導を行うとしているのに、残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材については、特定農薬に指定した場合、その含有成分が残留農薬基準を超えないように使用されることを法的に担保できないとするのはおかしいのではないか。	特定防除資材は、農薬取締法において、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものと定義付けられており、法律に基づく使用規制は必要ないと整理されているところです。ただし、どのような使用方法の下で、どのような薬効が得られるかなどの情報を提供することは、使用者の利便性向上に意義があることから、その製造者や販売者に対し、使用方法を表示するよう努めるなどの指導を行うこととしているものです。しかしながら、このような行政指導は製造者、販売者及び使用者に対して法的拘束力を有するものではありません。 一方、残留農薬基準が設定されている成分を含む資材については、3で述べたとおり、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであるとする特定防除資材の定義にあてはまらないことから、安全性を担保するために使用方法を制限する必要があるため、特定防除資材に指定すべきでないと考えています。
8．除虫菊を検討対象外とするには、除虫菊粉末に表示された使用方法の範囲内で使用した場合、「ピレトリン」が基準値以上に残留する可能性があることが、試験して証明されるべきではないか。	特定防除資材には使用方法に制限を設けないとしていることから、「ピレトリン」のように残留農薬基準が設定されており、その使用方法について規制を行わなければ安全性が担保できない資材は、特定防除資材に指定すべきでないと考えています。

（今回の取扱い（案）への直接の意見ではないもの）

意見の概要	御意見に対する考え方
9．農産物などの食品、食品残さは保	頂いた御意見は、今回募集した特定農薬（特定防除

存料などの添加物を除いて、すべて農薬に分類すべきでない。	資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)についてのものではありませんが、農産物などの食品、食品残さであっても、現に、殺虫・殺菌効果を持ち、農薬として利用されるものがある以上、「食品」であることをもって農薬登録を不要とするべきではないと考えます。
10. 私共自らが製造している資材について登録等を取得するためには、どうすれば良いのでしょうか。	頂いた御意見は、今回募集した特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(案)についてのものではありませんが、農薬取締法に基づき、農林水産大臣の登録を取得するには、申請書、農薬の見本並びに薬効、薬害、毒性及び残留性に係る試験成績を農林水産大臣に提出し、独立行政法人農薬検査所の検査を受ける必要があります。 一方、特定防除資材に該当すると思われる資材であって、評価指針に規定されている薬効や安全性の資料を農林水産大臣及び環境大臣に提出し、合同会合等の検討を経て、特定防除資材として指定された場合には、農林水産大臣による農薬登録を受けることなく、農薬として製造・販売・使用が可能となります。 なお、具体的な手続等は農林水産省農薬対策室又は独立行政法人農薬検査所にお問い合わせ下さい。